

予算特別委員会資料

令和8年度予算説明書

こども家庭局

目 次

1. 令和8年度 こども家庭局予算編成について	1
2. 令和8年度 こども家庭局主要施策	3
3. 一 般 会 計	
(1) 歳入歳出予算一覧	12
(2) 歳入予算の説明	13
(3) 歳出予算の説明	16
(4) 債務負担行為	24
4. 特 別 会 計	
母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	
(1) 歳入歳出予算一覧	26
(2) 歳入予算の説明	27
(3) 歳出予算の説明	29
5. 議 案	
第 22 号議案 神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例の件	32
第 25 号議案 神戸市立児童福祉施設等に関する条例の一部を改正する条例の件	37
第 26 号議案 神戸市特定教育・保育施設及び神戸市特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件	39

1. 令和8年度 こども家庭局予算編成について

令和8年度 こども家庭局予算編成について

少子化・人口減少社会の進展、共働き世帯の増加、児童虐待やこどもの貧困など、子育て家庭やこどもの育ちをめぐる環境が大きく変化する中、子育てに対する不安・孤立感を解消し、こどもの特性・意見や地域の実情を踏まえながら、より良い育ちを実現するための支援が求められています。

令和8年度予算においても、「人間らしいあたたかいまちづくり」を実現するため、引き続き妊娠・出産期からの切れ目ない支援を充実・提供することで、すべてのこどもが健やかに自分らしく成長でき、誰もが安心してこどもを生み育てられる街を目指していきます。

「ライフステージに応じた切れ目のない支援」では、見守り支援・親と子の健康確保増進として、5歳児健康診査を新たに実施し、妊婦健康診査の公費助成の拡充等と併せ、安心して出産・育児ができる環境を整えます。教育・保育の提供体制としては、保育人材の確保に向け、宿舍借上げ支援事業など「6つのいいね」の対象施設の拡充や中堅保育士の活躍支援、民間園が1歳児クラスの受入れ枠を拡大する場合の補助制度を新設します。

また、放課後こども対策の推進として、学校図書館を活用した「本のひろば」や夏休み限定の学童保育の受入れ施設数を拡充するほか、市内の多様な高校教育環境を維持しながら、高校生を育てる世帯の経済的負担を軽減するため、全ての高校生等を対象とした通学定期券等補助制度を継続します。

「こども・子育て世帯の状況に応じた支援」では、児童虐待防止・社会的養育の推進として、児童虐待対応等にかかる職員を増員するほか、地域の子育て支援機関である、民間の児童家庭支援センターと連携した支援体制を強化します。また、困難を抱えるこども・若者の孤立を防ぎ、公的支援へつなぐ社会的養護自立支援拠点を設置することに加え、一時保護後の受け皿の拡充策として、民間の自立援助ホームの整備を進めます。

また、こどもの貧困対策として、生活が厳しい状況にある子育て世帯を対象に食を通じたつながり支援を実施する団体への支援を拡充します。

「やってみたいを支える、こどもを主体にしたまちづくり」では、中高生がカフェなどを自習スペースとして利用できる「まちなか自習室」の施設数を拡充するほか、こどもの居場所づくり事業を実施する団体に対して、食材高騰の影響も踏まえた支援を行います。

「神戸ならではの子育てが楽しめる環境づくり」では、児童館において、英語体験や国際交流等の機会を全120館に拡充して提供するとともに、子育てチーフアドバイザー等を対象に、絵本の読み聞かせ等に関する講座を実施し、「こうべ絵本ナビゲーター」を育成します。また、子育て支援施策について、「こどもっとKOB E」等の媒体を活用し、市内外に発信していきます。

2. 令和8年度 こども家庭局主要施策

1. ライフステージに応じた切れ目のない支援

◎：新規事業 ○：拡充事業

【1】見守り支援・親と子の健康確保増進

◎（1）5歳児健康診査 [54,016千円]

心身の発達が著しい乳幼児期の健康保持増進のため、1か月児、4か月児、9か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に健康診査を実施している。さらに、こどもの成長・発達の課題を早期に発見し、就学に向けての適切な支援につなげるため、令和8年度下半期から、5歳に到達した幼児を対象に健康診査を試行実施する。

（2）こべっこウェルカム定期便 [442,100千円]

こどもが生まれた世帯を対象に、こどもの誕生をお祝いするプレゼントに加え、月に1回、おむつやミルク等の育児用品を子育て経験のある見守り配達員がお届けし、声掛けや子育て情報の提供等を行う（最大10回）。



○（3）妊産婦健康診査費用助成 [908,852千円]

妊婦の健康を保ち安心して出産できるよう、妊婦健康診査に要する費用を助成しているが、令和8年度より、妊娠40週以降の妊婦等に対する支援を強化するため、助成の上限回数を14回から16回へ拡充する（上限金額12万円→13.6万円※多胎妊婦は16.1万円が上限金額）。

また、産後2週間・1か月など出産後間もない時期の産婦に対する精神状態の把握を含めた健康診査の費用（上限5千円/回）を助成する。

（4）産前・産後ホームヘルプサービス事業 [30,920千円]

産前・産後に育児ヘルパーを派遣し、家事・育児に関する援助、支援を行う。

◆産前（妊娠中）：最大10回 ◆産後（出産2年以内）：最大20回

◆多胎児家庭：0歳児 最大48回/年、1～3歳児 最大24回/年

○（5）産後ケア事業 [383,840千円]

産後1年以内の母親を対象に、助産所・産科等医療機関における宿泊・通所（各7日）および助産師による訪問（5回）を通して、育児支援や児童虐待の予防に努める。

令和8年度は、統一の予約システムによる実証実験を引き続き実施するとともに生後4か月以降のこどもを受け入れる施設、夜間の受入れ体制を強化している施設への加算を新設する。



【2】教育・保育の提供体制

（1）保育人材確保・定着支援 [4,605,795千円]

◎①保育士確保策「6つのいいね」の対象拡充 [55,498千円]

保育所等に勤務する保育士を対象とする「6つのいいね」事業について、令和8年度より児童養護施設等に勤務する保育士にも対象を拡充する。

また、長時間預かりを実施している幼稚園等に勤務する保育士も宿舍借り上げ支援等の対象とする。

②一時金給付 [562,169千円]

保育人材の確保・定着を促進するため、新卒保育士等に対する一時金給付（1～2年目：30万円/年）および採用3～7年目の職員に対する定着一時金給付（20万円/年）を行う。

③保育士宿舍借り上げ支援 (913,500 千円)

採用 1～7 年目までの保育士の宿舍の借り上げ費用（最大 10 万円/月）を補助する。

④保育士等奨学金返還の支援 (36,434 千円)

市内在住の採用 1～7 年目の保育士等に対し、奨学金の返還に要する費用（5,000 円/月）を補助する。

⑤未就学児を持つ保育士のこどもの預かり支援 (- 千円)

保育所等にこどもを預ける保育士に対する保育料貸付を行い、保育料を 1 年間実質半額とする（上限 27,000 円/月）。

⑥潜在保育士等の職場復帰支援 (4,600 千円)

潜在保育士等が非常勤職員として復職し、「朝」もしくは「夕」の時間帯、あるいは「休日」を含んで半年間勤務した場合、一時金（10 万円）を給付する。

⑦スキルアップ支援 (34,873 千円)

保育士資格等の取得を目指す保育補助者等に対する保育士養成校の受講料や保育士資格試験対策講座の受講料等の補助、保育士等キャリアアップ研修を行う。

○⑧保育士等の処遇改善 (2,942,914 千円)

保育士等の雇用確保及び離職防止のため、人事院勧告をふまえた職員の処遇改善を行う。また、勤続年数に応じた給与改善も引き続き行う。

◎⑨中堅保育士（ミドルリーダー）の活躍支援 (4,916 千円)

各施設や地域全体の保育の質向上のため、中堅保育士（ミドルリーダー）を中心に実施する公開保育等、学び合いの取組み等を支援する。

○⑩潜在保育士・幼稚園教諭等のマッチング支援 (50,891 千円)

神戸市保育士・保育所支援センターや神戸市私立幼稚園人材支援センターで、市内私立園等と潜在保育士・幼稚園教諭等のマッチング支援を行う。また、市内養成校に通う学生が有償ボランティアの情報を入手、登録できるマッチング業務を新たに実施する。

(2) 既存施設の老朽対策・耐震化 (481,700 千円)

安心・安全な教育保育環境を将来にわたって維持するため、老朽化した民間保育施設等の改築・大規模修繕および建物の耐震化にかかる費用の一部を補助する。

◎ (3) 民間園における 1 歳児受入れ枠拡大促進事業 (57,000 千円)

待機児童ゼロの保育環境を維持するため、1 歳児クラスの定員を拡大する保育所等に対しての補助制度を新設する。

○ (4) こども誰でも通園制度 (243,399 千円)

保育所等に通っていないこども（生後 6 か月～2 歳）が、就労要件を問わず保育所等を利用できる制度について、施設への給付費及び実施施設の拡充等を行う（44 施設→84 施設）。

○（５）病児保育事業〔629,250千円〕

児童が病気などの際、病院や診療所と併設した施設で一時的な保育を実施する病児保育事業について、兵庫区での新設により、令和８年度から全区で実施する。また、統一の予約システムを導入し、利用者の利便性向上と施設の負担軽減を図る。

【３】放課後こども対策の推進

○（１）学童保育二一ズ等に対する受入れ体制〔144,556千円〕

（うち令和８年２月補正予算 18,296千円）

利用者数増加に対応するため、学校施設の共用利用等により学童保育の実施場所を確保する。

- ◆学校内での専用スペースの整備（５か所）
- ◆学校施設の共用利用のための教室改修（１か所）

また、学校図書館を放課後の居場所として活用し、学童保育利用者に限らないすべての児童を受け入れる「本のひろば」について施設数を拡充する（10か所→20か所）。

○（２）夏休み限定の学童保育事業〔87,450千円〕

夏休み期間のみの学童保育二一ズに対応するため、夏休み期間限定の学童保育実施施設数を拡充する（54か所→80か所）。

○（３）スポーツ体験事業〔17,855千円〕

児童の外遊びを促進することを目的に、様々なスポーツを体験する機会について、施設数を拡充して提供する（4か所→40か所）。

○（４）学童保育職員等の処遇改善〔390,895千円〕

全ての学童保育施設に常勤職員を配置し、利用者の増加や多様な特性を持った児童に対応できる体制を構築する。また、学童保育職員等の雇用確保及び離職防止のため、人事院勧告等をふまえた職員の処遇改善を行う。

【４】子育て世帯の経済的負担の軽減

○（１）高校生等通学定期券補助〔2,549,822千円〕

市内在住高校生等の通学定期券代について、市内高校等に通う場合は全額、市外高校等に通う場合は半額を補助する。

また、令和８年度より、公共交通機関の通学が著しく困難な中学校区に在住する高校生等を対象に、保護者が自動車等で送迎を行う場合の補助制度を新設する。



（２）妊娠期から出産・子育て期まで一貫した伴走型相談支援・経済的支援〔873,807千円〕

妊娠期から出産・子育て期まで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談を充実させるとともに、出産育児関連用品の購入や子育て支援サービス等の負担軽減を図る経済的支援を行う。

- ◆伴走型支援
 - ①妊娠期、育児期に面談を実施
 - ②妊娠８か月頃の妊婦にアンケートを実施し、希望者に面談を実施
- ◆経済的支援 妊娠時に５万円、出産時にこども１人あたり５万円支給

(3) こども医療費助成 [6,485,124 千円]

全てのこども（高校3年生まで）が、無料もしくは低額な負担金で医療機関を受診できるよう医療費を助成する。

◆入院 0～18歳：負担なし

◆外来 0～2歳：負担なし

3～18歳：1医療機関等ごとに1日上限400円を月2回まで ※3回目以降無料

(4) 児童手当の支給 [28,014,743 千円]

次代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済的支援として、所得制限なく、高校生年代までを対象に手当を支給する。

(5) 多子世帯の保育料の負担軽減 [848,239 千円]

幼児教育・保育の無償化の対象外である住民税課税世帯の0～2歳児の保育料（満1～2歳児の一時保育利用料含む）について、所得制限なく第2子半額・第3子以降無償にする。

◎ (6) 物価高対応子育て応援手当 [4,400,000 千円] (うち令和7年12月補正4,400,000 千円)

物価高の影響が長期化する中、こども1人当たり2万円を支給し、特に影響を強く受けている子育て世帯を支援することで、こどもたちの健やかな成長を応援する。

◎ (7) 児童福祉施設等への運営支援 [908,806 千円]

(うち令和7年12月補正362,600千円、令和8年2月補正106,090千円)

物価高騰の影響を踏まえ、国の物価高騰対応重点地方創生臨時交付金等を活用して児童福祉施設等の運営を支援する。

また、本市の児童養護施設等の措置費について、地域区分の変更により令和7年4月から引き下げられており、令和7年度と令和8年度については引き下げ分を補填する。

◎ (8) 児童養護施設等退所者への支援 [6,000 千円] (うち令和8年2月補正6,000 千円)

物価高騰の影響により、特に困難な状況に置かれている児童養護施設等退所者に対し、食料品や生活用品の配布・相談支援を実施する。

2. こども・子育て世帯の状況に応じた支援

【1】児童虐待防止・社会的養育の推進

○ (1) 児童虐待対応体制の強化 [5,964 千円]

児童虐待対応等にかかる職員について、児童福祉司・児童心理司を計10名増員するとともに、区役所への心理職の巡回を実施する。また、区役所が児童虐待対応方針を決定する際に外部有識者の意見を伺う機会を拡充する等、区役所職員の対応力の向上を図る。

◎ (2) 児童家庭支援センターを活用した児童虐待防止対策 [79,800 千円]

地域の子育て支援機関である、民間の児童家庭支援センターと連携し、虐待につながる恐れのある世帯への支援体制を強化する。また、児童家庭支援センターにおいて、虐待予防のための親子関係形成支援事業を実施する。

◎ (3) 社会的養護自立支援拠点事業 [22,000 千円]

児童養護施設退所者等の社会的養護経験者や、虐待経験等がありながら公的支援につながらなかった若者等を対象に、生活や仕事等の相談を受けるとともに、同様の境遇の者と交流できる拠点を新設することで、孤独・孤立を抱えるこども・若者を公的支援へとつなげる。

◎ **（４）自立援助ホームの開設支援** 【16,000 千円】

児童の抱える課題が複雑化する中、多様な入所ニーズに対応するため、一時保護後等の受け皿拡充策として、新たに民間の自立援助ホームを整備する費用の一部を補助する。

（５）里親委託の推進 【32,773 千円】

養育里親のリクルートや里親制度の広報・啓発に取り組むとともに、里親家庭への支援の充実を図り、特に愛着関係の基礎がつくられる乳幼児期のこどもの委託を重点的に進める。

（６）児童養護施設入所児童等に対する支援 【10,122 千円】

児童養護施設に入所する児童等の部活動又は習い事に係る費用・修学旅行費・通塾費等の費用を補助する。また、児童の就労支援として、企業等の職場見学・体験会を行う。

【２】発達が気になるこども等への支援

○ **（１）発達相談支援体制** 【6,630 千円】

「こべっこ発達専門チーム」による相談等の支援を全区において実施し、療育センターとこども家庭センターにおける発達相談の待機期間の短縮や関係機関の対応力の強化を図る。

（２）聴覚障害児支援中核機能強化事業 【11,000 千円】

神戸市立医療センター中央市民病院「総合聴覚センター」に専門のコーディネーターを配置し、医療・保健・福祉・教育の連携を強化するとともに、聴覚障がい児とその家族に対して適切な情報と切れ目のない支援を提供する取組みを進める。

（３）インクルーシブ保育 【1,478,358 千円】

① **すこやか保育等** 【1,257,015 千円】

障がい児などに対し、必要な支援・援助を行いながら集団の中で成長発達を促進するため、保育士加配経費を補助するとともに、手帳等を所持しない児童を預かる保育施設への支援としても、保護者同意不要の補助制度を引き続き実施する。

○② **保育所等における医療的ケア児の受け入れ** 【221,343 千円】

日常生活において「経管栄養」や「たんの吸引」など、医療的ケアを必要とするこどもについて、心身の状況に応じて適切な保育を受けることができるよう、合計 23 施設で受け入れる。また、複数の医療的ケア児を受け入れ、看護師を複数配置している場合の加算を新設する。

【３】ひとり親家庭等への支援

（１）ひとり親家庭の高校生等通学定期券補助 【209,500 千円】

ひとり親家庭（児童扶養手当受給世帯等）の高校生等が通学に必要な定期券の購入費を全額補助する。

（２）ひとり親家庭等低所得子育て世帯の大学等受験料補助 【53,117 千円】

進学に向けたチャレンジを後押しするため、高校生 3 年生年代のいる児童扶養手当受給世帯又は住民税非課税世帯に対して、大学等受験料を支援する。

（３）児童扶養手当 【5,711,885 千円】

ひとり親家庭の経済的支援として、所得や扶養親族数等に応じた手当を支給する。

【4】こどもの貧困対策

○（1）子育て世帯への食を通じたつながり支援

〔143,860 千円〕（うち令和8年2月補正 53,560 千円）

生活が厳しい状況にある子育て世帯を対象に、食品等の提供をきっかけとして地域や行政等の支援機関につなげる団体に対する補助の拡充を行う。

また、既存の常温の寄附品の保管場所に加え、冷凍・冷蔵が可能な公共保管庫を確保し、団体の取組みを支援するとともに、冷凍冷蔵庫の設置・運営にかかる費用への補助制度を新設する。

○（2）学びへつなぐ地域型学習支援 〔125,500 千円〕

経済的な事情等により学習機会を十分に得られていない中学生を対象に、無償で学習支援を行う民間団体に対して、運営費補助などの支援を行う。また、福祉局が実施している生活困窮世帯向けの学習支援事業を、令和8年度より本事業に統合し、民間団体の創意工夫を生かした主体的な活動を広げていくとともに、市民に分かりやすい制度へ見直す（18 か所）。



3. やってみたいを支える、こどもを主体にしたまちづくり

○（1）まちなか自習室 〔12,000 千円〕

カフェなどの民間施設の空き時間等を活用し、中高生が自習スペースとして無料で利用できる「まちなか自習室」について、高校生の乗降が多い駅周辺や無料の自習スペースがないエリアを中心に施設を拡充する（50 か所→70 か所）。



（2）青少年会館やユースプラザ等 〔149,075 千円〕

青少年会館やユースプラザ・ユースステーションの運営を通じ、中高生を中心とする青少年に居場所や自主的な活動の機会を提供する。

（3）中高生世代のための駅前フリースペース 〔4,000 千円〕

駅前に若者の集まる空間を創出し、にぎわいづくりにつなげるため、神戸電鉄谷上駅前にて、中高生のためのフリースペースを運営する。

○（4）こどもの居場所づくり 〔99,200 千円〕（うち令和8年2月補正 7,200 千円）

こどもたちが放課後等に食事や学習、団らんなどを通して安心して過ごしながら、様々な学びや体験活動に接する機会も得られる「こどもの居場所づくり」について、事業に取り組む地域団体等に対し、食材高騰の影響もふまえた支援を行う（令和8年1月現在 352 か所）。

また、令和8年度においては、物価高騰の影響を踏まえ、地域団体等へ神戸産の米を配付し運営を支援する。

4. 神戸ならではの子育てが楽しめる環境づくり

○（1）児童館のさらなる活用 【619,620 千円】

全 120 館の児童館に常勤の「子育てチーフアドバイザー」を引き続き配置し、子育て相談に常時対応する。

こどもの体験機会の充実として、英語体験や国際交流等の機会を全館に拡充して提供する。また、こどもたちが本に触れる機会を増やす取組みとして、「子育てチーフアドバイザー」等を対象に絵本の読み聞かせ等に関する講座を新たに実施し、「こうべ絵本ナビゲーター」を育成する。

（2）児童館等の再整備 【172,296 千円】

旧北区役所跡地に北区文化センターと一体で、すずらんだい児童館及びユースステーション北の移転・再整備を行う（令和9年度供用開始予定）。

○（3）地域子育て支援拠点 【429,689 千円】

屋内外に大型遊具を備えた「こべっこランド」について、駐車場料金の見直しによる財源を活用した魅力向上に取り組む。また、就学前のこどもが室内で安全に思い切り遊べる「こべっこあそびひろば」、親子が気軽に集える「おやこふらっとひろば」を運営する。

（4）情報発信等による子育て支援施策の推進 【34,105 千円】

子育て応援サイト「こどもっと KOBE」や「こどもっと KOBE くらぶ」Instagram 等の SNS を活用し、市民目線で、神戸での子育てのしやすさや楽しさにつながる情報を市内外へ発信する。

また、妊娠中から役立つ情報を配信する「こうべ子育て応援 LINE」や、利用者のニーズに合わせた情報配信に加え、相談機能も備えた「ここならチャット KOBE」を活用し、引き続き、妊娠・出産期からライフステージに応じた、切れ目のない子育て支援を発信する。



3. 一 般 会 計

(1) 歳入歳出予算一覧

(単位:千円)

歳 入		歳 出	
款 項	金額	款 項	金額
17 使用料及手数料	652,607	4 民生費	147,960,404
1 使用料	652,607	1 民生総務費	15,023,070
18 国庫支出金	60,589,262	3 こども家庭費	127,319,341
1 負担金	53,763,787	7 民生施設整備費	5,617,993
2 補助金	6,825,475	5 衛生費	4,515,491
19 県支出金	18,283,096	1 衛生総務費	1,226,502
1 負担金	14,194,606	2 公衆衛生費	3,288,989
2 補助金	4,088,490	13 教育費	249,300
20 財産収入	82,049	1 教育総務費	249,300
1 財産運用収入	78,629		
3 基金収入	3,420		
22 繰入金	1,921		
2 基金繰入金	1,921		
24 諸収入	10,788,162		
1 納付金	1,731,181		
2 措置費等受入	5,393,377		
4 受託事業収入	105,637		
5 貸付金元利収入	3,294,315		
7 雑入	263,652		
25 市債	1,183,000		
1 市債	1,183,000		
歳入合計	91,580,097	歳出合計	152,725,195

(2) 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
17 使用料及手数料	652,607	649,545	3,062	
1 使用料	652,607	649,545	3,062	
3 民生使用料	652,607	649,545	3,062	
3 保育所	464,311	472,986	△8,675	市立保育所保育料等
4 総合児童センター	21,613	5,523	16,090	駐車場、研修室等
10 児童発達支援センター	162,475	165,596	△3,121	ひまわり学園等
11 自立援助ホーム	3,268	3,960	△692	子供の家
12 青少年会館	940	1,480	△540	会議室等
18 国庫支出金	60,589,262	57,891,099	2,698,163	
1 負担金	53,763,787	51,244,204	2,519,583	
1 民生費負担金	52,666,093	50,219,466	2,446,627	
3 児童措置費負担金	7,321,437	6,707,790	613,647	児童福祉措置費に対する負担金 負担率1/2
4 こども給付費負担金	20,728,315	19,236,452	1,491,863	施設型給付費・地域型保育給付費に 対する負担金 負担率1/2
5 児童手当費負担金	22,679,715	22,364,276	315,439	児童手当費に対する負担金 負担率10/10,13/15又は7/9
6 児童扶養手当費負担金	1,899,720	1,879,729	19,991	児童扶養手当費に対する負担金 負担率1/3
7 児童相談所費負担金	33,522	31,219	2,303	こども家庭センターに対する負担金 負担率1/2
12 乳児のための支援給付交付金	3,384	-	3,384	
2 衛生費負担金	1,097,694	1,024,738	72,956	
1 保健衛生費負担金	1,097,694	1,024,738	72,956	母子保健事業に対する負担金 負担率10/10 又は1/2
2 補助金	6,825,475	6,646,895	178,580	
2 民生費補助	6,376,434	6,233,171	143,263	
3 児童福祉費補助	601,048	73,989	527,059	児童福祉法施行に要する事務費等に対する 補助金 補助率2/3,1/2又は1/3
4 こども育成費補助	1,103,725	1,059,159	44,566	児童福祉法施行に要する事務費等に対する 補助金 補助率10/10,9/10,3/4,1/2又は1/3
8 民間施設老朽改修費補助	715,029	905,674	△190,645	民間社会福祉施設の老朽改修費に 対する補助金 補助率3/4,2/3又は1/2
9 こども青少年費補助	2,544,640	2,402,334	142,306	児童福祉法施行に要する事務費等 に対する補助金 補助率2/3,1/2又は1/3
10 児童相談所費補助	49,979	43,238	6,741	児童福祉法施行に要する事務費等 に対する補助金 補助率1/2
11 保育振興費補助	1,362,013	1,748,777	△386,764	児童福祉法施行に要する事務費等 に対する補助金 補助率3/4,2/3,1/2又は1/3
3 衛生費補助	442,874	405,824	37,050	
1 保健衛生費補助	442,874	405,824	37,050	母子保健事業に対する補助金 補助率2/3,1/2又は1/3
11 教育費補助	6,167	7,900	△1,733	
1 奨学援助費補助	6,167	7,900	△1,733	補足給付に対する補助金 補助率1/3

19 県 支 出 金	18,283,096	17,243,624	1,039,472	
1 負 担 金	14,194,606	13,486,277	708,329	
1 民 生 費 負 担 金	14,194,606	13,486,277	708,329	
1 児 童 手 当 費 負 担 金	2,659,719	2,748,854	△89,135	児童手当費に対する負担金 負担率1/9又は1/15
5 児 童 措 置 費 負 担 金	1,841,083	1,587,250	253,833	児童福祉措置費に対する負担金 負担率1/4
6 こども給付費 負 担 金	9,693,804	9,150,173	543,631	施設型給付費・地域型保育給付費に 対する負担金 負担率1/4
2 補 助 金	4,088,490	3,757,347	331,143	
2 民 生 費 補 助 金	3,927,977	3,611,041	316,936	
1 こども医療費補助	1,190,881	1,102,011	88,870	こども医療費に対する補助金 補助率10/10又は1/2
2 ひとり親家庭等 医 療 費 補 助 金	120,732	106,034	14,698	ひとり親家庭等医療費に対する補助金 補助率2/5
3 児 童 福 祉 費 補 助 金	2,616,364	2,402,996	213,368	児童福祉法施行に要する事務費等に対する補 助金 補助率1/3,1/4又は1/6
3 衛 生 費 補 助 金	154,346	138,406	15,940	
3 保 健 衛 生 費 補 助 金	154,346	138,406	15,940	母子保健事業に対する補助金 補助率1/2,1/3,1/4又は1/6
9 教 育 費 補 助 金	6,167	7,900	△1,733	
7 奨 学 援 助 費 補 助 金	6,167	7,900	△1,733	補足給付に対する補助金 補助率1/3
20 財 産 収 入 金	82,049	78,873	3,176	
1 財 産 運 用 収 入 金	78,629	78,873	△244	
1 貸 地 料	78,629	69,373	9,256	
3 一 般 土 地	78,629	69,373	9,256	私立保育園等
2 貸 家 料	-	9,500	△9,500	
7 一 般 建 物	-	9,500	△9,500	
3 基 金 収 入 金	3,420	-	3,420	
1 基 金 収 入 金	3,420	-	3,420	
6 神 戸 SDG s 貢 献 基 金	3,420	-	3,420	預金利子等
22 繰 入 金	1,921	1,477	444	
2 基 金 繰 入 金	1,921	1,477	444	
1 基 金 繰 入 金	1,921	1,477	444	
9 子 ども 交 流 支 援 基 金 繰 入 金	1,921	1,477	444	中高生の国際交流事業繰入金

24 諸	収	入	10,788,162	10,481,172	306,990														
1	納	付	金	1,731,181	1,746,191	△15,010													
	2	民	生	費	納	付	金	1,731,181	1,746,191	△15,010									
		3	こ	ど	も	医	療	費	694	1,413	△719	受給者納付金							
		4	ひ	と	り	親	家	庭	等	1,049	1,061	△12	受給者納付金						
		5	児	童	福	祉	施	設	1,728,174	1,742,446	△14,272	学童保育料等							
		6	日	本	ス	ポ	ー	ツ	振	興	セ	ン	タ	ー	1,264	1,271	△7	災害共済給付制度掛金保護者負担分	
2	措	置	費	等	受	入	5,393,377	5,519,995	△126,618										
	1	民	生	施	設	措	置	費	等	受	入	5,393,377	5,519,995	△126,618					
		2	自	立	援	助	ホ	ー	ム	39,747	34,189	5,558	子供の家						
		3	児	童	自	立	支	援	施	202,724	179,784	22,940	若葉学園						
		4	保	育	所	4,603,492	4,700,247	△96,755	市立保育所										
		5	児	童	発	達	支	援	セ	ン	タ	ー	360,509	442,740	△82,231	市立児童発達支援センター			
		7	民	生	施	設	措	置	費	等	受	入	186,905	163,035	23,870				
4	受	託	事	業	収	入	105,637	97,334	8,303										
	2	其	他	受	託	収	入	105,637	97,334	8,303									
		1	民	生	施	設	105,637	97,334	8,303	他都市からの受託収入									
5	貸	付	金	元	利	収	入	3,294,315	2,861,990	432,325									
	1	民	生	費	貸	付	金	返	還	3,294,315	2,861,990	432,325							
		2	父	子	家	庭	児	童	福	祉	資	金	貸	付	金	2,215	3,690	△1,475	
		4	民	間	施	設	整	備	資	金	貸	付	金	3,292,100	2,858,300	433,800			
7	雑	入	263,652	255,662	7,990														
	5	償	還	金	163,439	153,325	10,114												
		7	児	童	自	立	支	援	施	4,275	4,596	△321	職員食費等						
		8	保	育	所	157,300	146,700	10,600	入所児童給食費										
		10	児	童	発	達	支	援	セ	ン	タ	ー	1,864	2,029	△165	職員食費等			
	9	雑	入	100,213	102,337	△2,124													
		10	こ	ど	も	家	庭	局	100,213	102,337	△2,124								
25 市	債	1,183,000	1,554,000	△371,000															
	1 市	債	1,183,000	1,554,000	△371,000														
		1 民	生	債	1,183,000	1,554,000	△371,000												
		1 民	生	施	設	整	備	事	業	公	債	1,183,000	1,554,000	△371,000	児童福祉施設の整備にかかる起債承認見込額				
	歳	入	合	計	91,580,097	87,899,790	3,680,307												

(3) 歳出予算の説明

第4款 民生費

第1項 民生総務費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
4 民 生 費	147,960,404	142,462,938	5,497,466	77,165,110	1,183,000	11,465,377	58,146,917
1 民生総務費	15,023,070	14,413,797	609,273	33,469	-	-	14,989,601
1 職員費	15,023,070	14,413,797	609,273	33,469	-	-	14,989,601

1 職員費

こども家庭局所属職員の給料、職員手当等の経費

15,023,070 千円

第3項 こども家庭費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
4 民 生 費							
3 こども家庭費	127,319,341	122,237,039	5,082,302	76,416,612	13,000	8,112,233	42,777,496
1 こども総務費	761,358	740,252	21,106	84,068	-	2,630	674,660
2 こども育成費	2,037,725	1,833,878	203,847	394,266	-	614,439	1,029,020
3 保育振興費	9,358,667	8,783,043	575,624	2,516,499	-	5,313,563	1,528,605
4 こども青少年費	11,922,403	11,047,691	874,712	4,457,651	13,000	1,095,198	6,356,554
5 児童措置費	14,792,909	13,762,205	1,030,704	9,162,520	-	624,996	5,005,393
6 こども給付費	46,584,661	44,253,520	2,331,141	30,422,119	-	-	16,162,542
7 こども医療費	6,515,124	6,757,265	△242,141	1,220,881	-	694	5,293,549
8 ひとり親家庭等医療費	467,629	404,614	63,015	120,732	-	1,049	345,848
9 児童手当費	28,594,743	28,457,580	137,163	25,919,434	-	-	2,675,309
10 児童扶養手当費	5,854,885	5,795,689	59,196	2,042,720	-	-	3,812,165
11 児童相談所費	355,845	327,292	28,553	75,722	-	193,670	86,453
12 児童自立支援施設費	73,392	74,010	△618	-	-	265,994	△192,602

1 こども総務費

子ども・子育て支援施策の総合的推進等に要する経費

(1) こべっこウェルカム定期便	442,100 千円
(2) 子育て情報の発信	18,305 千円
(3) 学びへつなぐ地域型学習支援	125,500 千円
(4) 子育て世帯への食を通じたつながり支援	91,740 千円
(5) おやこに寄り添う「ここならチャットKOBÉ」	18,735 千円
(6) 中高生のための駅前フリースペース	4,000 千円
(7) まちなか自習室	12,000 千円
(8) 児童福祉法施行(こども企画課・こども未来課所管分)事務等	48,978 千円

2 こども育成費

要保護児童対策、ひとり親家庭対策等に要する経費

(1) 児童虐待防止対策	219,364 千円
(2) 施設入退所児童対策	99,402 千円
(3) 社会的養護自立支援拠点	22,000 千円
(4) 児童養護施設等の人材確保	70,800 千円
(5) DV被害者支援対策	6,400 千円
(6) 子育てリフレッシュステイ事業	35,900 千円
(7) 自立援助ホーム子供の家の運営	100,000 千円
(8) ひとり親家庭支援	479,398 千円
(9) 療育センターの運営	599,304 千円
(10) 障害児療育寄附講座	60,000 千円
(11) 障害児支援	39,082 千円
(12) 民間社会福祉施設運営助成等	243,373 千円
(13) 児童福祉法施行(家庭支援課所管分)事務等	62,702 千円

3 保育振興費

各種保育施策に要する経費

(1) 保育人材確保対策	1,570,294 千円
(2) ICT化による業務負担軽減	23,743 千円
(3) 民間社会福祉施設運営助成等	2,859,202 千円
(4) 一時保育、延長保育、預かり保育	1,168,443 千円
(5) 病児保育・医療的ケア児	850,593 千円
(6) 障害児保育等	1,257,015 千円
(7) 市立保育所の運営等	1,020,045 千円
(8) こども誰でも通園制度	196,443 千円
(9) 児童の安全・安心対策	4,600 千円
(10) 保育士等研修事業	44,917 千円
(11) 児童福祉法施行(幼保振興課・幼保事業課所管分)事務等	363,372 千円

4 こども青少年費

児童及び青少年健全育成等に要する経費

(1) こべっこあそびひろばの運営等	99,396 千円
(2) 区役所等を活用した地域子育て支援拠点の運営	113,100 千円
(3) ファミリー・サポート・センター事業	24,200 千円
(4) こべっこランドの運営等	217,193 千円
(5) 児童館・学童保育の運営等	8,287,343 千円
(6) 神戸っ子のびのびひろばの推進	171,890 千円
(7) こどもの居場所づくりの支援	92,000 千円
(8) 青少年育成の推進	162,596 千円
(9) 地域子育て支援事業	78,963 千円
(10) 高校生への通学定期券補助	2,549,822 千円
(11) 児童福祉法施行(こども青少年課所管分)事務等	125,900 千円

5 児童措置費

児童福祉法による児童福祉施設への入所に要する経費 14,792,909 千円

6 こども給付費

子ども・子育て支援法による施設型給付及び地域型保育給付に要する経費 46,584,661 千円

7 こども医療費

こどもの医療費の助成に要する経費 6,515,124 千円

8 ひとり親家庭等医療費

ひとり親家庭等の医療費の助成に要する経費 467,629 千円

9 児童手当費

児童手当の支給に要する経費 28,594,743 千円

10 児童扶養手当費

児童扶養手当の支給に要する経費 5,854,885 千円

11 児童相談所費

こども家庭センターの運営等に要する経費 355,845 千円

12 児童自立支援施設費

若葉学園の運営に要する経費 73,392 千円

第7項 民生施設整備費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
4 民 生 費							
7 民 生 施 設 費	5,617,993	5,812,102	△194,109	715,029	1,170,000	3,353,144	379,820
1 児 童 福 祉 施 設 費	5,617,993	5,812,102	△194,109	715,029	1,170,000	3,353,144	379,820

1 児童福祉施設整備費

児童福祉施設の整備等に要する経費

(1) 保育所・認定こども園整備助成等	282,500 千円
(2) 保育施設耐震・老朽改修助成等	481,700 千円
(3) 児童館整備事業等	172,296 千円
(4) 民間社会福祉施設整備融資等	3,356,074 千円
(5) その他児童福祉施設老朽改修等	1,325,423 千円

第5款 衛生費

第1項 衛生総務費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
5 衛 生 費	4,515,491	4,587,860	△72,369	1,694,914	-	28,862	2,791,715
1 衛 生 総 務 費	1,226,502	1,366,269	△139,767	28,220	-	14,125	1,184,157
1 職 員 費	1,226,502	1,366,269	△139,767	28,220	-	14,125	1,184,157

1 職員費

こども家庭局所属職員の給料、職員手当等の経費

1,226,502 千円

第2項 公衆衛生費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
5 衛 生 費							
2 公 衆 衛 生 費	3,288,989	3,221,591	67,398	1,666,694	-	14,737	1,607,558
1 保 健 衛 生 費	3,288,989	3,221,591	67,398	1,666,694	-	14,737	1,607,558

1 保健衛生費

母子保健、難病施策等に要する経費

(1) プレコンセプションケアの普及・啓発	7,500 千円
(2) 母子保健指導	7,697 千円
(3) 妊婦に対する相談支援の充実	13,950 千円
(4) こども家庭センター(母子保健機能)事業	55,600 千円
(5) 妊娠期から出産・子育て期まで一貫した伴走型相談支援・経済的支援	863,603 千円
(6) 妊産婦への移動支援	25,100 千円
(7) 妊婦健康診査	832,052 千円
(8) 産婦健康診査	76,800 千円
(9) 産後ケア事業	383,840 千円
(10) 乳幼児健康診査	246,923 千円
(11) 新生児への検査事業	83,400 千円
(12) 未熟児養育医療及び妊娠高血圧症候群(妊娠中毒症)等療養援護費	91,682 千円
(13) 特定不妊治療費助成	11,866 千円
(14) 養育支援訪問事業	30,920 千円
(15) 小児慢性特定疾病医療費助成等	421,522 千円
(16) 母子保健法施行事務等	136,534 千円

第13款 教育費

第1項 教育総務費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
13 教 育 費	249,300	255,300	△6,000	12,334	-	30,500	206,466
1 教 育 総 務 費	249,300	255,300	△6,000	12,334	-	30,500	206,466
4 奨 学 援 助 費	249,300	255,300	△6,000	12,334	-	30,500	206,466

4 奨学援助費

私立幼稚園振興対策等に要する経費

249,300 千円

(4) 債務負担行為

事項名	期間	限度額	左の財源内訳			
			国県支出金	市債	その他	一般財源
(1) 子ども家庭センター一時保護所学習支援業務	令和8～10年度	42,000	21,000	-	-	21,000
(2) 子ども家庭センター「夜間休日相談ダイヤル」対応業務	令和8～10年度	20,000	10,000	-	-	10,000
(3) 養育里親リクルート支援事業	令和8～9年度	9,000	4,500	-	-	4,500
(4) こべっこウェルカム定期便	令和8～11年度	450,000	6,700	-	-	443,300
(5) 令和9年度指定管理(自立援助ホーム子供の家)	令和8～10年度	168,000	1,068	-	116,000	50,932
(6) 神戸市保育士・保育所支援センター運営業務	令和8～10年度	59,000	28,000	-	-	31,000
(7) 神戸市青少年会館事業	令和8～12年度	116,000	-	-	-	116,000
(8) ユーステーション運営(兵庫・長田)	令和8～12年度	48,000	-	-	-	48,000
(9) ユーステーション運営(垂水)	令和8～10年度	12,000	-	-	-	12,000
(10) 令和9年度指定管理(本庄児童館ほか)	令和8～13年度	5,062,000	2,536,000	-	568,000	1,958,000
(11) 令和9年度指定管理(こべっこランド)	令和8～13年度	1,299,000	14,980	-	108,000	1,176,020
(12) おやこふらっとひろば運営(東灘ほか)	令和8～10年度	152,000	50,000	-	-	102,000
(13) 児童福祉施設等改修	令和8～9年度	1,421,000	-	1,270,000	-	151,000
(14) 保育所等老朽改築	令和8～10年度	1,200,000	800,000	320,000	-	80,000
(15) 妊婦健康診査費用助成事業	令和8～10年度	194,000	-	-	-	194,000
(16) 1か月児健康診査費用助成事業	令和8～10年度	10,000	5,000	-	-	5,000
(17) 新生児聴覚検査助成事業	令和8～10年度	10,000	-	-	-	10,000
(18) 子育て世帯訪問支援事業(養育支援訪問事業)	令和8～9年度	33,000	15,400	-	6,900	10,700
(19) 産婦健康診査費用助成事業	令和8～10年度	17,000	8,500	-	-	8,500

4. 特 別 会 計

母子父子寡婦福祉資金貸付事業費

(1) 歳入歳出予算一覧

(単位:千円)

歳 入		歳 出	
款 項	金 額	款 項	金 額
1 事業収入	185,232	1 事業費	185,232
1 繰入金	4,000	1 貸付金	181,093
2 繰越金	55,227	2 貸付諸費	4,139
3 諸収入	126,005		
歳入合計	185,232	歳出合計	185,232

(2) 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 事 業 収 入	185,232	307,100	△121,868	
1 繰 入 金	4,000	4,000	-	
1 母子福祉資金 1 一般会計繰入金	3,795	3,796	△1	
1 母子福祉資金 1 一般会計繰入金	3,795	3,796	△1	一般会計からの所要額の繰入
2 寡婦福祉資金 1 一般会計繰入金	110	109	1	
1 寡婦福祉資金 1 一般会計繰入金	110	109	1	一般会計からの所要額の繰入
3 父子福祉資金 1 一般会計繰入金	95	95	-	
1 父子福祉資金 1 一般会計繰入金	95	95	-	一般会計からの所要額の繰入
2 繰 越 金	55,227	63,031	△7,804	
1 母子福祉資金 1 繰越金	49,299	56,377	△7,078	
1 母子福祉資金 1 繰越金	49,299	56,377	△7,078	
2 寡婦福祉資金 1 繰越金	691	691	-	
1 寡婦福祉資金 1 繰越金	691	691	-	
3 父子福祉資金 1 繰越金	5,237	5,963	△726	
1 父子福祉資金 1 繰越金	5,237	5,963	△726	

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
3 諸 収 入	126,005	240,069	△114,064	
1 母 子 福 祉 資 金 貸 付 金 元 利 収 入	119,314	233,958	△114,644	
1 母 子 福 祉 資 金 貸 付 金 元 利 収 入	119,314	233,958	△114,644	
2 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 金 元 利 収 入	3,407	3,409	△2	
1 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 金 元 利 収 入	3,407	3,409	△2	
3 父 子 福 祉 資 金 貸 付 金 元 利 収 入	3,284	2,702	582	
1 父 子 福 祉 資 金 貸 付 金 元 利 収 入	3,284	2,702	582	
歳 入 合 計	185,232	307,100	△121,868	

(3) 歳出予算の説明

第1款 事業費

第1項 貸付金

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
1 事 業 費	185,232	307,100	△121,868	-	-	181,232	4,000
1 貸 付 金	181,093	302,938	△121,845	-	-	181,093	-
1 母 子 福 祉 資 金 貸 付 金	58,254	66,564	△8,310	-	-	58,254	-
2 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 金	4,081	4,081	-	-	-	4,081	-
3 父 子 福 祉 資 金 貸 付 金	8,516	8,660	△144	-	-	8,516	-
4 母 子 福 祉 資 金 繰 出 金 他 会 計	35,858	72,740	△36,882	-	-	35,858	-
5 母 子 福 祉 資 金 公 債 費	74,384	150,893	△76,509	-	-	74,384	-

1 母子福祉資金貸付金

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく母子福祉資金貸付に要する経費 58,254 千円

2 寡婦福祉資金貸付金

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく寡婦福祉資金貸付に要する経費 4,081 千円

3 父子福祉資金貸付金

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく父子福祉資金貸付に要する経費 8,516 千円

4 母子福祉資金貸付金他会計

貸付金の剰余金のうち一般会計への返還金 35,858 千円

5 母子福祉資金貸付金公債費

貸付金の剰余金のうち国への返還金 74,384 千円

第2項 貸付諸費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
1 事 業 費							
2 貸 付 諸 費	4,139	4,162	△23	-	-	139	4,000
1 母 子 福 祉 資 金 事 務 費	3,912	3,934	△22	-	-	117	3,795
2 寡 婦 福 祉 資 金 事 務 費	127	128	△1	-	-	17	110
3 父 子 福 祉 資 金 事 務 費	100	100	-	-	-	5	95

1 母子福祉資金事務費

母子福祉資金の貸付事務に要する経費 3,912 千円

2 寡婦福祉資金事務費

寡婦福祉資金の貸付事務に要する経費 127 千円

3 父子福祉資金事務費

父子福祉資金の貸付事務に要する経費 100 千円

5 . 議 案

第 22 号議案

神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例の件
 神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例を次のよ
 うに制定する。

令和 8 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例

(こども医療費助成に関する条例の一部改正)

第 3 条 神戸市こども医療費助成に関する条例(昭和 48 年 4 月条例第 6 号)の一
 部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第 1 号及
 び第 2 号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線
 又は太線の表示部分(以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。)
 については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改
 正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(対象者)</p> <p>第 3 条 この条例により医療費の助成 を受けることができる者(以下「対 象者」という。)は、次の要件のい ずれにも適合している者であつて、 神戸市内に住所を有する乳幼児等 (以下「対象乳幼児等」という。) を現に監護している親権者若しくは 後見人又はこれらに準ずる者とす る。</p>	<p>(対象者)</p> <p>第 3 条 この条例により医療費の助成 を受けることができる者(以下「対 象者」という。)は、次の要件のい ずれにも適合している者であつて、 神戸市内に住所を有する乳幼児等 (以下「対象乳幼児等」という。) を現に監護している親権者若しくは 後見人又はこれらに準ずる者とす る。</p>

(1) 対象乳幼児等が次のいずれかに該当する者であること。

ア [略]

イ 規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）における被扶養者又は被保険者若しくは組合員

(2) [略]

（助成の範囲）

第4条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合における医療費のうち、国民健康保険法の被保険者又は社会保険各法の被保険者若しくは組合員（被保険者又は組合員であつた者を含む。以下同じ。）が負担すべき額（当該医療に要する費用の額から国民健康保険法及び社会保険各法の規定により医療の給付を行う者（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法による保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該給付を含む。）及び医療保険各法以外の法令の規定その他の制度によつて国、地方公共団体（保険者たる地方公共団体を除

(1) 対象乳幼児等が次のいずれかに該当する者であること。

ア [略]

イ 規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）の被扶養者で、対象者を当該社会保険各法の被保険者又は組合員とするもの

(2) [略]

（助成の範囲）

第4条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合における医療費のうち、国民健康保険法の被保険者又は社会保険各法の被保険者若しくは組合員（被保険者又は組合員であつた者を含む。以下同じ。）が負担すべき額（当該医療に要する費用の額から国民健康保険法及び社会保険各法の規定により医療の給付を行う者（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法による保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該給付を含む。）を控除した額。以下「被保険者等負担額」という。）について、対象乳幼児等である乳児の医療費並びに対象乳幼

く。)又は独立行政法人の負担において行われる医療に関する給付の額を控除した額。以下「被保険者等負担額」という。)について、対象乳幼児等である乳児の医療費並びに対象乳幼児等である幼児等、小児及び児童の入院に係る医療費の場合にあつては被保険者等負担額の全額を、対象乳幼児等である幼児等、小児及び児童の外来に係る医療費の場合にあつては被保険者等負担額から一部負担金を控除した額(対象乳幼児等である幼児等のうち3歳の誕生日の属する月の末日までの間にある者にあつては、次項から第5項までの規定にかかわらず、被保険者等負担額の全額)を助成する。

(1)、(2) [略]

2～6 [略]

児等である幼児等、小児及び児童の入院に係る医療費の場合にあつては被保険者等負担額の全額を、対象乳幼児等である幼児等、小児及び児童の外来に係る医療費の場合にあつては被保険者等負担額から一部負担金を控除した額(対象乳幼児等である幼児等のうち3歳の誕生日の属する月の末日までの間にある者にあつては、次項から第5項までの規定にかかわらず、被保険者等負担額の全額)を助成する。ただし、法令の規定その他の制度によつて国、地方公共団体又は独立行政法人が負担する医療に関する助成を受けることができるときは、この限りでない。

(1)、(2) [略]

2～6 [略]

(ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正)

第4条 神戸市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例(昭和54年3月条例第73号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(助成の範囲)</p> <p>第4条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合における医療費のうち、国民健康保険法の被保険者、社会保険各法の被保険者若しくは組合員（被保険者又は組合員であつた者を含む。以下同じ。）又は後期高齢者医療の被保険者が負担すべき額（当該医療に要する費用の額から国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により療養の給付を行う者（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法（高齢者の医療の確保に関する法律第7条第1項に規定する医療保険各法をいう。）による保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該給付を含む。）及び医療保険各法以外の法令の規定その他の制度によつて国、地方公共団体（保険者たる地方公共団体を除く。）又は独立行政法人の負担において行われる医療に関する給付の額</p>	<p>(助成の範囲)</p> <p>第4条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合における医療費のうち、国民健康保険法の被保険者、社会保険各法の被保険者若しくは組合員（被保険者又は組合員であつた者を含む。以下同じ。）又は後期高齢者医療の被保険者が負担すべき額（当該医療に要する費用の額から国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により療養の給付を行う者（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法（高齢者の医療の確保に関する法律第7条第1項に規定する医療保険各法をいう。）による保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該給付を含む。）を控除した額。以下「被保険者等負担額」という。）から、一部負担金を控除した額（対象者である児童（第2条第3号アに掲げる者に限る。）の入院に係る医療費の場合に</p>

を控除した額。以下「被保険者等負担額」という。)から、一部負担金を控除した額(対象者である児童(第2条第3号アに掲げる者に限る。)の入院に係る医療費の場合にあつては、被保険者等負担額の全額)を助成する。

(1)～(3) [略]

2～7 [略]

あつては、被保険者等負担額の全額)を助成する。ただし、法令の規定その他の制度によつて国、地方公共団体又は独立行政法人が負担する医療に関する助成を受けることができるときは、この限りでない。

(1)～(3) [略]

2～7 [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の神戸市こども医療費助成に関する条例及び神戸市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の規定は、施行日以後に行われた診療、薬剤の支給又は手当(以下「診療等」という。)に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた診療等に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

理 由

高齢期移行者医療費助成等と国公費負担医療制度の併用開始等に当たり、条例を改正する必要があるため。

第 25 号議案

神戸市立児童福祉施設等に関する条例の一部を改正する条例の件

神戸市立児童福祉施設等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市立児童福祉施設等に関する条例の一部を改正する条例

神戸市立児童福祉施設等に関する条例（昭和 33 年 4 月 条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第 3 条関係）			別表（第 3 条関係）		
施設の種 類	施設の名 称	施設の位 置	施設の種 類	施設の名 称	施設の位 置
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
児童厚生 施設	[略] 神戸市立 旗塚児童 館	[略] 神戸市中 央区旗塚 通 4 丁目 4 番 <u>6</u> 号	児童厚生 施設	[略] 神戸市立 旗塚児童 館	[略] 神戸市中 央区旗塚 通 4 丁目 4 番 <u>20</u> 号
	[略] 神戸市立	[略] 神戸市北		[略] 神戸市立	[略] 神戸市北

	すずらん だい児童 館 [略]	区鈴蘭台 西町1丁 目 <u>25番</u> 1 号 [略]		すずらん だい児童 館 [略]	区鈴蘭台 西町1丁 目 <u>22番</u> 1 号 [略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

この条例は、令和9年9月1日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、児童厚生施設の項の改正規定のうち、神戸市立旗塚児童館にかかる部分については、令和8年4月1日から施行する。

理 由

神戸市立児童館の移転に当たり、条例を改正する必要があるため。

第 26 号議案

神戸市特定教育・保育施設及び神戸市特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の件

神戸市特定教育・保育施設及び神戸市特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市特定教育・保育施設及び神戸市特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

神戸市特定教育・保育施設及び神戸市特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例（平成26年10月条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び
第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は
太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）につ
いては、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正
部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>神戸市特定教育・保育施設、<u>神戸市特定地域型保育事業及び神戸市特定乳児等通園支援事業</u>の運営に関する基準を定める条例</p> <p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第 2 項、<u>第46条第 2 項及び第54条の 3</u>において準用する</p>	<p>神戸市特定教育・保育施設<u>及び</u>神戸市特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例</p> <p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第 2 項<u>及び</u>第46条第 2 項の規定等に基づき、特定教育・保</p>

同法第46条第2項の規定等に基づき、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

(特定教育・保育施設に係る利用定員に関する基準)

第2条 特定教育・保育施設について法第34条第2項の規定に基づき条例で定める基準（同条第3項第1号に係るものに限る。）は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「基準府令」という。）第1条第1号に定める基準に定めるところによる。

（特定乳児等通園支援事業に係る利用定員に関する基準）

第6条 特定乳児等通園支援事業について法第54条の3において準用する同法第46条第2項の規定に基づき条例で定める基準（同条第3項第1号に係るものに限る。）は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号。以下「特定乳通基準府令」という。）第1条第1号に定める基準に定めるところに

育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

(特定教育・保育施設に係る利用定員に関する基準)

第2条 特定教育・保育施設について法第34条第2項の規定に基づき条例で定める基準（同条第3項第1号に係るものに限る。）は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「基準府令」という。）第1条第1号に定める基準に定めるところによる。

よる。

(法54条の3において準用する同法第46条第3項第2号の事項に関する基準)

第7条 特定乳児等通園支援事業について、法第54条の3において準用する同法第46条第2項の規定に基づき条例で定める基準（同条第3項第2号に係るものに限る。）は、特定乳通基準府令第1条第2号に定める基準に定めるところによる。

(法第34条第3項各号、第46条第3項各号又は法54条の3において準用する同法第46条第3項各号に掲げる事項以外の事項に関する基準)

第8条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業について法第34条第2項又は第46条第2項の規定に基づき条例で定める基準（法第34条第3項各号又は第46条第3項各号に掲げる事項以外の事項に限る。）は、次条及び第10条に定めるもののほか、基準府令第1条第5号に定めるところによる。

2 特定乳児等通園支援事業について法第54条の3において準用する同法第46条第2項の規定に基づき条例で定める基準（同条第3項各号に掲げ

(法第34条第3項各号又は第46条第3項各号に掲げる事項以外の事項に関する基準)

第6条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業について法第34条第2項又は第46条第2項の規定に基づき条例で定める基準（法第34条第3項各号又は第46条第3項各号に掲げる事項以外の事項に限る。）は、次条及び第8条に定めるもののほか、基準府令第1条第5号に定めるところによる。

る事項以外の事項に限る。)は、次条及び第10条に定めるもののほか、特定乳通基準府令第1条第3号に定めるところによる。

第9条 [略]

(特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び特定乳児等通園支援事業の確認に係る基準)

第10条 特定教育・保育施設の設置者、特定地域型保育事業者及び特定乳児等通園支援事業者は、暴力団員等又は暴力団員等がその事業活動を支配するものであってはならない。

第7条 [略]

(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認に係る基準)

第8条 特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者は、暴力団員等又は暴力団員等がその事業活動を支配するものであってはならない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

理 由

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の基準を定めるに当たり、条例を改正する必要があるため。